

⚠ あやしいもうけ話に注意 ⚠

1

簡単にもうかるうまい話はない!



- 「簡単に稼げる」「もうかる」と言われても契約しないこと。
- 情報商材は買うまで中身がわからない。買ったとしても簡単にもうかるとは限らない。
- 実際に成功したという人物が登場する広告や、料金がわからないものもある。
- 具体的な仕組みがわからない、後から高額な契約を勧められたなど、おかしい、あやしいと思ったらきっぱりと契約を断ろう。
- マatchingアプリなどで知り合った人から、暗号資産を使ったもうけ話などを勧められることもある。

情報商材

情報商材とは、インターネット通販などで副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して販売されている情報のこと。PDFや動画、メールマガジン、アプリ、冊子、DVD等の様々な形式がある。SNSやネット上の広告をきっかけに購入してしまうケースが多い。

2

借金をしてまで契約しない!

- 「お金が無い」と言って断ろうとしても、クレジットカードやリボ払いなどを利用させたり、学生ローン等の借金を求められることがある。
- 「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われても、「契約しない」とはっきり断ろう。



3

令和4年(2022年)4月から「18歳で大人」に!

- 大人になると、自分の意志で、様々な契約ができるようになります。
- 内容を理解し、よく考えて納得したうえで決めることも大切です。守るべき義務も発生します。



不安に思ったら、その場で契約せず
家族や生活情報センターくらしかん（消費生活相談）にご相談ください。



情報元: 国民生活センター

豊中市立生活情報センターくらしかん
消費生活相談専用電話: 06-6858-5070